

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2022年 第1回 一部改正

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2022年 第1回 一部改正

2022年3月30日 規則 第10号/達 第3号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2022年3月18日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2022年 第1回 一部改正

2022年3月30日 規則 第10号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2022年3月18日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査*

-5.(6)として次の1号を加える。

-5. 総トン数400トン以上の船舶、すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。ただし、**(2)(b)**及び**(3)** (**(a)**を除く。)の検査については、すべての船舶について行う。

(1)から(5)は省略)

(6) 使用される燃料油の代表サンプル(使用中サンプル)の採取位置(国際航海に従事する場合に限る。)
燃料油の代表サンプル(使用中サンプル)の採取位置が指定されていることの確認。

3 章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査*

-4.を次のように改める。

-4. 総トン数400トン以上の船舶、すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。ただし、**(3)(b)**の検査については、すべての船舶について行う。

(1)から(6)は省略)

(7) 使用される燃料油の代表サンプル(使用中サンプル)の採取位置(国際航海に従事する場合に限る。)
燃料油の代表サンプル(使用中サンプル)の採取位置が指定されていることの確認。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

(25)及び(26)として次の 2 号を加える。

((1)から(24)は省略)

(25) 「低引火点燃料」とは，鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定するガス又は液体燃料をいう。

(26) 「使用中サンプル」とは，本船上で使用される燃料油のサンプルをいう。

2章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 を次のように改める。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質（附属書 VI 第 14 規則関連）

2.2.1 ~~硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更（附属書 VI 第 14 規則関連）*~~

（-1.及び-2.は省略）

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所*

-1. 2022 年 4 月 1 日以降に建造開始段階にあり、且つ国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、本会が適当と認める指針を考慮し本船上で使用される燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取位置を指定しなければならない。

-2. 2022 年 4 月 1 日前に建造開始段階にある船舶にあり、且つ国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶（海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームを含む）には、2023 年 4 月 1 日以降の最初の定期検査までに、前-1.に規定する採取位置を指定しなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の要件は、船舶の推進又は運航のための燃焼を目的とする低引火点燃料の燃料油供給装置に適用する必要はない。

附 則

1. この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2022年 第1回 一部改正

2022年3月30日 達 第3号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2022年3月30日 達 第3号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.(9)として次の1号を加える。

-2. 規則2編1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

(9) 燃料油の代表サンプル（使用中サンプル）の採取箇所

規則8編2.2.2の適用を受ける船舶であって、2022年4月1日前に建造開始段階にある船舶にあつては、2023年4月1日以降の最初の定期検査までに、規則8編2.2.2-1.に規定する採取箇所を設置又は指定していることを、検査により確認を受ける。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.2 を次のように改める。

2.2 硫黄酸化物及び粒子状物質 (附属書 VI 第 14 規則関連)

2.2.1 硫黄酸化物放出規制海域を航行する船舶の燃料油の変更 ~~(附属書 VI 第 14 規則 関連)~~

(-1.及び-2.は省略)

2.2.2 使用中の燃料油の採取箇所

規則 8 編 2.2.2-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは，“2019 Guidelines for On Board Sampling for the Verification of the Sulphur Content of the Fuel Oil Used On Board Ships (MEPC.1/Circ.864/Rev.1)” (その後の改正含む) をいう。

附 則

1. この達は、2022 年 4 月 1 日から施行する。